

奈良県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十一条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和七年五月二日

奈良県知事 山下 真

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 施術者の氏名      | 川口 貴弘                  |
| 施術所の名称及び所在地 | 川口整骨院<br>磯城郡三宅町大字石見六二二 |
| 辞退年月日       | 令和七年三月三十一日             |